身体的拘束等適正化のための指針

社会福祉法人 愛正会 医療型障害児入所施設 水方苑

身体的拘束等適正化のための指針

- 1. 当苑における身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- (1) 施設の理念

身体拘束は利用者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。 当苑では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、 職員全員が拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持 つとともに、身体拘束をしないケアの実践に努めるものとする。

- (2) 身体的拘束がもたらす弊害
 - ①身体的弊害
 - ・関節の拘縮、筋力の低下、身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生
 - ・ 食欲の低下、心肺機能、感染症への抵抗力の低下
 - ・抑制具による窒息等による事故等
 - ②精神的弊害
 - ・意思に反して行動を抑制されることによる屈辱、あきらめ、怒りなど →せん妄や認知症状の悪化、精神的苦痛、尊厳の侵害
 - 家族への精神的ダメージ→入所させることに対しての罪悪感、憤り、後悔
 - ・安易な拘束が常態化することによる職員の士気、スキルの低下 →介護の質の低下
 - ③社会的弊害
 - ・障害者施設、事業所等に対する社会的な不審、偏見
- (3) 身体的拘束等とされる行為

「障害者虐待の防止と対応の手引き」より(令和2年10月現在)

- ①車いすやベッド等に縛り付ける。(※)
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- ③行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- (※) 肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存能力を生かせるよう安定した着座姿勢を保持するためには、理学療法士等のリハビリテーション専門職や支援員が連携し、安全性かつ機能性を高める様々な工夫が欠かせない。この姿勢保持に対する工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は支援に必要なものであり、身体拘束にあたらない。

(4) 障害者総合支援法上の規定

①障害者総合支援法指定基準 身体拘束禁止規定

「サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の心身の行動を制限する行為を行ってはならない。」

「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の 心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければ ならない。」

②身体拘束廃止未実施減算の創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設された。

(5) 当苑の方針

当苑は身体的拘束廃止に関し、次の方針を定め、全ての職員に周知徹底する。

- ①身体拘束は廃止すべきものである。
- ②身体拘束廃止に向けて常に努力する。
- ③安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- ④身体的拘束を許容する考え方をしない。
- ⑤全員の強い意志でケアの本質を考えることにチャレンジする。
- ⑥身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
- ⑦利用者様の人権を最優先にする。
- ⑧医療・福祉のサービスの提供に誇りと自信を持つ。
- ⑨身体的拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じる。
- ⑩やむを得ない場合、利用者様・ご家族様に対し、十分に説明を行って、身体的拘束を行う。
- 即身体的拘束を行った場合、常に廃止をする努力を怠らず、常に「身体的拘束ゼロ」を目指す。

2. 身体的拘束等適正化のための体制

- (1) 当苑は、虐待防止・身体拘束廃止委員会(以下、「委員会」という。)において、 身体的拘束の適正化に取り組むものとする。
- (2) 委員会は、2ヶ月に1回開催し、次の事項について検討、協議を行う。
 - ①施設内での身体拘束等の適正化に向けての状態把握及び改善についての検討。
 - ②身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続の確認(例外三原則)と検証。
 - ③委員会で報告された事例を集計し、分析すること。事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生の原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正化を講じた後にその効果について評価する。
 - ④適正化策を講じた後、その効果についての評価。
 - ⑤報告された事例及び分析結果について全職員に対する周知徹底。

- ⑥身体拘束適正化に関することの職員全員への指導及び研修の実施。
- (3) 委員会の構成メンバーの責務及び役割分担は、以下のとおりとする。
 - ①身体拘束等適正化対策担当者

専任の身体拘束等適正化対策を担当する担当者は、院長がケア全般の責任者から 指名する。

- 身体拘束等適正化対策の実施責任者
- ・委員会の開催
- 身体拘束等実施報告

②院長

- 委員会の総括責任者
- ・総括的な見地からの利用者の尊厳と安全のリスクマネジメント

③看護職員

- ・医療、看護面の管理者
- 医療、看護の場面での利用者の尊厳と安全のリスクマネジメント
- ・記録の整備

④生活支援員

- ・ 日常的なケアの現場管理者
- ・日常的なケアの場面での利用者の尊厳と安全のリスクマネジメント

⑤支援相談員

- ・家族との連絡調整及び家族の意向に沿ったケアの確立
- ・同意書等の記録整備及び保管
- 身体拘束廃止に向けた職員研修
- ・行政への報告及び書類の提出
- ・利用者、家族支援における尊厳と安全のリスクマネジメント

⑥管理栄養士

- ・食事、栄養面の管理者
- ・食事、栄養面での利用者の尊厳と安全のリスクマネジメント
- ⑦その他、院長が必要と認めた者
- 3. 身体的拘束等適正化のための職員研修に関する基本指針

当施設は、全職員に対し、虐待・身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

- (1) 研修の開催
 - ①定期的な研修の実施(原則2回/年の実施)
 - ②新任者に対する研修の実施
 - ③その他必要な教育、研修の実施
- (2) 研修内容
 - ①基本方針(運営基準)
 - ②身体拘束がもたらす弊害

- ③身体拘束の具体的行為
- ④緊急やむを得ない場合(3原則)とその手続き
- ⑤報告された事例及び分析結果
- ⑥外部研修への積極的な参加
- (3)研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、 を記載した記録を作成する。

4. 身体拘束発生時の対応に関する基本方針

身体拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については、下記 の運用によるものとする。

障害者総合支援法指定基準上、「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められている。ただし、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合に限られる。

- ※緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは、十分に対応できないような、一時的な事態に限定される。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして 身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められる。
- (1) やむを得ず身体拘束を行う場合は3つの要件をすべて満たすことが必要 やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3つの要件をすべて満たす必要があ り、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

①切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより、本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが、必要な程度まで利用者本人等の生命及び身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となる。 非代替性を判断する場合は、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手段が存在しないことを複数職員で確認する必要がある。

また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。

③一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となる。一時性を判断する場合には、本人の状態像に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

- (2) 手続きの面でも慎重な対応が求められる。 仮に、3つの要件を満たす場合でも、以下の点に留意すべきである。
 - ①「緊急やむを得ない場合」に該当するかの判断は、委員会の合意のもとに行う。 委員会において議題としてあげて協議するものとし、個人的判断で行わない。
 - ②利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、 期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。説明は、院長 もしくは看護部長が行う。

仮に、事前に身体拘束について苑としての考え方を利用者や家族に説明し、理解 を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で必ず個別に説明を行う。

- ③緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合は、直ちに解除する。この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状況を観察する等の対応をとること。
- (3) 身体拘束に関する記録が義務づけられている。
 - ①緊急やむを得ず、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
 - ②緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合は、直ちに拘束を解除し、 ご利用者及び家族等に報告し、記録する。
 - ③具体的な記録は「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を使用する。記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、事業所全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。また、この記録は行政の指導、監査においても、きちんと整備し閲覧できるようにしなければならない。
 - ④各記録は、利用者が退所等でサービスが終了した日から5年間保管する。
- 5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- (1) 利用者、家族等に関する当該方針の閲覧について 当該方針は、苑のホームページに掲載し、利用者及び家族等がいつでも自由に閲 覧できるようにする。
- (2) 全職員に関する当該方針の閲覧について 当該方針は、各部署及び各フロアに常設し、全ての職員がいつでも閲覧可能な環 境を整備する。
- 6. その他身体拘束等の適正化推進のために必要な基本方針
- (1) 身体的拘束等の適正化のためには、施設サービス提供に関わる全ての職員が、本 指針を理解し、以下の点について十分に議論して共通認識を持ち、身体的拘束等 を実施しない取組みを継続する必要がある。
 - ①マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体的拘束を行っていないか。

- ②事故発生等の法的な責任の回避のために、当事者の権利擁護の概念を軽視し安易 に身体的拘束を行ってないか。
- ③例外三原則と判断した後も、他の方法がなかったのかと振り返ることなく、機械 的に身体拘束の判断をしていないか。
- (2) 身体的拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現を目指す。 言葉による拘束 (スピーチロック) にも配慮して、利用者本位の真心と優しさの こもった「よりよいケア」を実現する。

以上